

障害児通所支援事業所「放課後等デイサービス  
きぼうの木」の件について

1 事業所の概要

- (1) 事業所名 放課後等デイサービスきぼうの木
- (2) 所在地 宇治市木幡赤塚32-5-2
- (3) 事業者名 株式会社みんなのふるさと
- (4) 事業種別及び指定年月日  
放課後等デイサービス 平成30年4月1日京都府指定
- (5) 宇治市利用者数 14人（令和元年8月実績）

2 行政処分の内容について

京都府は人員配置基準違反等の理由により、令和元年12月1日から令和2年2月29日まで放課後等デイサービスの指定効力の全部停止を行う旨、令和元年9月10日付けで、同事業者に通知を行いました。

3 指定効力の全部停止をされた理由

(1) 虚偽報告

児童発達支援管理責任者が、他の放課後等デイサービス事業所の業務にも従事しているにもかかわらず、常勤としての出勤簿を作成し、京都府に提出した。

(2) 人員基準違反

児童発達支援管理責任者について、常勤専従の者を配置していない。

(3) 不正請求

人員基準違反であった場合の減算をしないまま、障害児通所支援給付費を請求し、受領した。

4 経過

平成30年12月5日 京都府がきぼうの木に対する実地検査を実施

本市とも情報交換するなど連携して調査をされた

令和元年8月8日 京都府がきぼうの木に対する実地検査を実施

令和元年9月10日 京都府が行政処分を実施

## 5. 今後の対応について

当該事業所は、令和元年12月1日から令和2年2月29日までサービス提供ができなくなることから、利用者の意向を把握し、希望される場合は他の事業所へ円滑に移行ができるように、事業者から利用者に十分な説明及び移行に関する支援を行うよう本市から指導しました。また、利用者から本市に対する相談等に対しては、近隣の事業所の情報提供や助言その他の支援を行って参ります。今後も利用者が適切にサービスを受けられますよう努めて参ります。

不正受給にかかる返還請求については、本市に返還を要する額（平成30年4月から11月に児童発達支援管理責任者が配置されなかったことによる減算額等）について、同事業者へ返還請求を行う予定です。

放課後等デイサービス事業所の運営における課題は全国的に報じられておりますが、本市では、これまでから市内の事業所との意見交換会を開催し利用者が安心して療育を受けられるように情報共有を進めるなど、事業所が適切な運営を行われるよう支援に取り組んできたところです。今後も引き続き京都府とも連携しながら、各事業所に対する支援や指導を行って参ります。